

保健所の今後の母子保健活動のあり方に関する研究

これからの母子保健活動がめざすもの

吉田浩二* 藤内修二**

要約 これからの母子保健のあるべき姿を、地域保健の新しい戦略としてのヘルスプロモーションの理念に則って論じた。また研究方法としては、近年企画計画のアプローチ法として提唱されているブレイクスルー思考を用いた。母子保健のあるべき姿は、究極的には「すべての子どもが健やかに成長することのできる地域社会」であり、それを実現させるために必要な条件として、「妊娠から出産までが安全にできる」、「安心して子育てができる」、「疾病と事故を未然に防げる」、「疾病や障害があっても、適切な医療や療育を受けられる」、「自己決定能力を獲得することにより思春期における課題を乗り越える」の5つを掲げた。またそれぞれについて、それを実現するための下位の条件をあげ、全体としての体系図を作成した。最後に、これらのあるべき姿をもとに地域における母子保健計画を策定するためのプロセスを示した。

見出し語：ヘルスプロモーション、ブレイクスルー思考、地域づくり型アプローチ

研究方法：地域保健法の成立と母子保健法の改正に伴い、地域の母子保健をめぐる枠組みは大きな変化を迎えようとしている。乳幼児健康診査はどうするのか、市町村で精度の高い健康診査ができるのか、市町村のマンパワーの確保は間に合うのかといった現実的な課題が山積し、現場ではその対策に追われているのが実状であろう。こうした中で、本来、母子保健活動がめざすものを見失ってはいないだろうか。本稿は、これからの母子保健活動のめざすものを原点に

立ち返って、論じたものである。

1986年にWHOのオタワ会議で提唱されたヘルスプロモーションの理念は、現代の地域保健活動のめざすべき方向を明確に打ち出したものと言える¹⁾。今回の研究班において保健所の今後の母子保健活動のあり方を検討する際にも、このヘルスプロモーションの理念をその根底に据えるべきものとする。ヘルスプロモーションについては既に十分紹介されているが²⁻⁴⁾、今回の研究者の間において、また本報告書の読

* 北海道深川保健所 ** 大分県中津保健所

者の間において、基本的理念として共有することが必要と考え、その概要を述べる。

ヘルスプロモーションとは、「人々が自らの健康をコントロールし、より改善することができるようになるためのプロセス」であり、ここで言う健康とは「毎日の生活のための資源であって、それ自体が人生の目的なのではない」と明記されている。つまり、ヘルスプロモーションがめざしているものは、「すべての人々があらゆる生活舞台－労働、学習、余暇そして愛の場－で、健康を享受できる公正な社会の創造にある」と言える。

その活動は、以下の5つの柱からなっている。

1. 健康的な公共政策づくり
2. 健康を支援する環境づくり
3. 地域活動の強化
4. 個人技術の向上
5. 保健サービスの方向転換

「健康的な公共政策づくり」とは、すべての部門の政策決定に健康という視点を加えることである。「健康を支援する環境づくり」とは、環境に働きかけることによって個人が健康を向上させることを容易にすることである。「地域活動の強化」とは健康を向上させるための政策の意思決定に地域住民が主体的に参加し、またそのために必要な学習の機会をつくることである。「個人技術の向上」とは、一人一人が疾病や障害に対処できるようになることである。

「保健サービスの方向転換」とは、保健サービスをこうしたヘルスプロモーションの理念に沿った方向に移行することである。

従来の地域保健活動はどちらかと言うと、個

人的技術の向上を図るものが主体であった。ヘルスプロモーションでは個人への働きかけだけでなく、環境への働きかけも視点に加えることや健康政策の意思決定への住民の主体的な参加を図ることも重要なポイントとなっている。こうした活動は保健部門のみによって行われるものではなく、それに関連するあらゆる部門と連携すること、またすべての部門の政策決定に健康という視点を加えるように働きかけることが不可欠である。

これらのことは図1のイメージにより理解することが容易であろう。すなわち、従来の保健活動は坂道を転がる重い石を押し上げる人を後ろから「頑張れ」と声援を送るようなものであったが、ヘルスプロモーションでは、住民参加によってこれを後押しし、更にもっと楽に石が前に進むように坂道の勾配を下げる、つまりこれが「健康を支援する環境づくり」に相当するものである。

1985年に発表されたWHOのヘルス・フォー・オール－38の到達目標－」5)においても、ヘルスプロモーションは図2のように位置づけられている。すなわち、ヘルスプロモーションはプライマリ・ヘルス・ケアとともに必要な変革を生じるための手段として位置づけられており、それは健康的なライフスタイルと健康を支援する環境づくりに大別されている。

今回の研究班では、こうしたヘルスプロモーションの考え方を根底に置き、これからの母子保健活動がめざす「地域のあるべき姿」を議論した。本研究班の課題がこれからの母子保健活動のあり方を検討し、提言することであること

から、従来の研究アプローチのように、現状調査のための情報を収集し、それを分析する中から仮説をたて、それを検証することにより普遍的真理を解明するという方法ではなく、企画計画のアプローチ法としてブレイクスルー思考を取り入れて検討を行った。

ブレイクスルー思考は、計画計画のアプローチ法として日本企画計画学会で提唱されているものであり(6,7)、岩永らが提唱している「地域づくり型アプローチ」(8)と通じるものである。従来の研究アプローチが現状調査によって課題を抽出することから始めるのに対して、ブレイクスルー思考ではまず、究極の目的としての「あるべき姿」を描いてから、それを達成するための条件を検討し、その条件と現状との差を調査するという思考順序をたどる。ここでは、母子保健活動の結果、どんな地域になったらいいのかをイメージし、その姿を母子保健活動の究極的な目的として据えた。その「あるべき姿」を達成するための条件を検討し、さらにその下位の条件を検討することで、母子保健活動における個々の事業がどうあるべきかが明確にされ、また、現状を評価する際の視点も明確にされると考える次第である。

今回「あるべき姿」を描くに当たって、ヘルス・フォー・オールの到達目標の構造(図2)を念頭に置き、「すべての親と子が健康を享受できる公正な社会の創造」、すなわち、「すべての子供が健やかに成長することのできる地域社会」を究極的な目標とした。それを実現するための条件として、以下の5つを考えた。これらは図2で健康の前提条件として掲げられてい

る、母子死亡率の低下、疾病の減少、事故、自殺の防止、ノーマライゼーションに相当するものである。これら5つの条件を実現するための下位の条件を挙げる際には、①本人や親のライフスタイルの改善と、②それを容易にするための環境の整備、更に、③プライマリ・ヘルス・ケアに相当する保健医療サービスの充実という3つの視点から検討を行った。

結果：母子保健のあるべき姿は、究極的には「すべての子供が健やかに成長することのできる地域社会」であり、これを実現するための条件は、下記の5つである。

1. 妊娠から出産までが安全にできる
2. 安心して子育てができる
3. 疾病と事故を未然に防げる
4. 疾病や障害があっても、適切な医療や療育を受けられる
5. 自己決定能力を獲得することにより思春期における課題を乗り越える

これらの条件とそれを実現するための下位の条件、及びその解説を以下に述べる。また体系図の全体を図3に示す。

1 「妊娠から出産までが安全にできる」

- ① 妊娠早期から医学的管理と保健指導が受けられ、ハイリスク妊婦も安心して出産できる
- ② 妊娠中の女性に対して、職場において産休をはじめとする種々の配慮がなされる
- ③ 必要なケースについては遺伝相談が受けら

れる

④ 児や母体に障害が予想されるケースでは、周産期医療センターなどへの母胎搬送により

万全の体制で出産することができる

⑤ 新生児期の異常に対して、産科施設、小児科施設、周産期医療センター等の連携により効率的で有効なケアが受けられる

乳児死亡率は世界でもトップレベルにあるにも関わらず、妊婦死亡率が高い我が国においては、妊娠中の妊婦の健康管理と、分娩における医学的管理の強化は今後とも重要な課題である。妊娠から出産までが安全にできるために、上記のような具体的な条件を考えた。

妊婦への保健指導は医療機関でも実施されるようになり、保健所や市町村が妊婦の保健指導に関わることは減少する傾向にある。こうしたなかで、母子健康手帳の早期交付と交付の際の指導の意義について、再検討が必要であろう。また、新生児期の訪問も助産婦への委託で行っている保健所も少なくないが、生後1か月以内は育児不安も高い時期であり、新生児期の訪問のあり方についても検討が必要であろう。

2 「安心して子育てができる」

① 両親が出産・育児に必要な情報を得られる

② 必要に応じて、保健婦などの専門職による指導を受けることができる

③ 出産や育児についていつでも相談できる人がいる

④ 乳幼児を持つ父母が育児休暇を含め、職場

において便宜を図ってもらえる

⑤ 延長保育や病児保育が可能な保育所が近くにあり、良質の保育サービスを受けられる

⑥ 外国人であっても日本人と同様の母子保健サービスを利用できる

⑦ 外国に在住する日本人に対して、安心して子育てができるための情報が提供される

育児不安の問題がクローズアップされる中で、安心して子育てができるためには、両親がともに育児に対する不安や疑問に対応できるように能力を備えることと、母親のみに育児の負担が集中しないような「環境」を整えることが必要であり、上記のような具体的な条件を考えた。

これらの条件の中でも、夫の育児への参加は重要であり、育児学級へ参加したり、必要に応じて、夫も育児休暇をとれるようになることが必要である。また、母親たちが育児サークルなどの活動を通じて、情報交換をしたり、気軽に相談し合える環境は重要であり、専門職としてこうした地域活動を支援することが必要であろう。特に多胎児の育児についてはよりきめの細かな育児支援が必要であり、「双子の親の会」、「三つ子の親の会」のような自助グループの育成や、ホームヘルプサービスを含む福祉サービスとの連携が不可欠である。

働く女性が増える中で、働く女性の子育て支援の各種サービスが、女性政策部門や児童福祉部門、保健衛生部門から提供されているが、これらの育児支援サービスの調整も必要である。

また、国際化に伴い、⑥、⑦のような条件の整備も必要となってきた。

3 「疾病と事故を未然に防げる」

- ① 予防接種を適切に受けられる
- ② フッ素により歯牙が強化される
- ③ 乳幼児期の家庭内における事故防止に関する知識を両親が持ち、実践できる
- ④ 子供が安心して遊べる公園や歩道、水辺などの環境が整備されている
- ⑤ 健康なライフスタイルを確立できる

大きく分けて、小児期の疾病と事故を未然に防ぐための条件（①～④）と、成人した後の成人病などの疾病を予防するための条件（⑤）が必要である。

予防接種については、予防接種法の改正に伴い、親に予防接種について正しく理解してもらうことが不可欠となり、保健所には市町村への技術的専門的指導や地域の医師会との調整といった役割が重要となってきた。

保健所や歯科診療所において行われているフッ素塗布をより組織的に行い、住民がフッ素塗布を受けやすくすること、一部の地域で行われているフッ素洗口が普及することも必要である。最近、市販の子供用の歯磨き剤にフッ素が添加されるようになり、家庭での歯磨きでもフッ素による歯牙の強化が可能になったが、こうした歯磨き剤を普及させることもひとつの方法であろう。

健康的なライフスタイルの確立とは家庭におけるしつけ、保育所・幼稚園・学校等のカリキュラム、友人や地域の人々とのふれあい、マスメディア等を通じて獲得される知識および態度

によって、成長の過程で形成されるものであり、具体的には歯を予防する食事や歯磨き習慣、成人病を予防する食事や運動習慣、喫煙・飲酒・薬物濫用の防止、安全な性行動等を含んでいる。保健活動においては、両親に対する健康教育、保育所・幼稚園・学校との連携等が考えられる。

4 「疾病や障害があっても、適切な医療や療育を受けられる」

- ① 医療機関との連携により新生児期に問題のあった児が適切にフォローされる
- ② 精度の高い乳幼児健康診査が身近で受けられ、適切な指導が行われる
- ③ 学校における腎臓病検診、心臓病検診が高い精度で行われる
- ④ 地域で質の高い医療・保健・福祉サービスが提供され、それらを適切に利用できる
- ⑤ 小児難病の児に対する医療が確保され、在宅ケアへの支援が得られる
- ⑥ 疾病や障害が疑われる児が適切な医療機関で精密検査を受けられる
- ⑦ 療育が必要な児が身近で訓練や指導を受けられる
- ⑧ 「親の会」やそれを支える地域の活動により、障害児を持つ家族が支援される

疾病や障害があっても、適切な医療や療育を受けられるためには、親が子供の疾病や障害に対処できる能力を身につけることと、その対処を容易にするための環境の整備、そして、診断

から治療、療育に至るまでの保健医療サービスの充実が必要である。

乳幼児健康診査や学校における種々の検診において、スクリーニングから精密検査までの精度管理は重要な課題であり、これからの保健所が果たすべき役割の一つである。発達の遅れや障害を有する児に対する療育が身近で受けられることは、健康診査が有効に機能するために不可欠な条件であるが、この実現がこれからの課題であるという地域も多いのが実状である。

また、地域で適切な医療・保健・福祉サービスが受けられるように、保健所が管内の母子保健に関する情報（健康診査の結果、アトピー性皮膚炎、幼児虐待などの現状など）を集計・分析し、臨床医や行政へフィードバックすることが望まれる。このため、医師会等との協力のもとで、調査研究も必要であろう。

こうした医療・保健・福祉サービスの充実と同時にこれらのサービスを適切に利用できるように、親へ情報を提供したり、利用方法の指導を行うことも必要である。特に障害や慢性疾患を持つ児の家族が地域で孤立することなく、これらのサービスを受けられるようにするためには、「親の会」のような自助グループの育成やそれを支えるボランティアグループの育成が必要であるが、これらの育成も保健所の果たすべき役割であろう。

5 「自己決定能力を獲得することにより思春期における課題を乗り越える」

① 幼児期からの一貫した教育により年齢に応

じて必要な性の知識を獲得できる

② 学校教育において思春期の心身の変化について学べる

③ 家庭や学校、地域において、生命の尊厳、他人への思いやり、男女平等について学べる

④ 友人との葛藤が破壊的行為につながるように、周囲の大人が配慮できる

⑤ 思春期の子ども達の持つ悩みを周囲の大人が理解し、その克服を支援できる

エイズに対する関心が高まる中で、性教育の重要性が再認識された感があるが、思春期における課題を乗り越えるためには、性教育だけでなく、友人との葛藤や思春期の悩みを自らの力で克服できるための自己決定能力の獲得と他人への思いやりの心（人権意識）の醸成を目標とした教育が必要である。

思春期における性教育を困難にしている要因として、興味本位となりがちな年齢であることがあげられるが、幼児期から発達段階に応じた性教育を行うことでこうした課題の解決が可能である。また、単なる性に関する知識の提供だけでなく、思春期の心身の変化を学び、男女平等を正しく踏まえた上で、男女の性的役割についても学ぶことが必要である。

また、いわゆる「いじめ」が殺人や自殺に発展する事件が問題となっているが、こうした友人との葛藤自体は社会の中には常に存在するものであり、大切なことはそれが破壊的行為につながるように周囲の大人が十分に配慮することである。

これらの児への働きかけと同時にその両親や

思春期の子供達に関わる学校関係者が、思春期の子供達がなにを悩みどんな支援を必要としているのかを理解し、必要な支援を提供できる体制を整えることも必要である。このため、保健所をはじめ、児童相談所や福祉事務所等の各機関相互の連携が不可欠であろう。

おわりに：以上述べてきた「母子保健活動のめざすもの」を現実のものにするためのプロセスを以下に簡単に紹介する(図4)。

「あるべき姿」と「それを実現するための条件」を専門家たちの中で考えた後、住民とともにそれらを再度検討する。この作業において、住民と目指すものを共有することが重要である。

次に、これらのあるべき姿やそのための条件の現状について実態調査を行う。この調査も専門家のみによって行うのではなく、愛育班や母子保健推進員といった地区組織のメンバーと共同で行うことが重要である。

こうして得られた、現状と目指すべき姿とのギャップが、地域における「母子保健ニーズ」ということになるのである。このギャップをいつまでに、どの程度埋めるか、具体的な目標設定を行うことになる。

目標達成のために、どんな事業が必要か、誰がどの役割を果たすのかを検討するのが次のステップとなる。これらの事業の効果は、あるべき姿とのギャップがどの程度縮まったかによって、評価が可能である。

以上のプロセスの詳細は別項に譲るが、母子保健活動の目指すものを再度スタッフで検討すること、それを当事者である地域住民と共有す

ることは、母子保健法の改正に伴って、母子保健活動の枠組みの再編が行われるこの時期にあつて、大いに意義あることと考える次第である。

文 献：

- 1) WHO (島内憲夫訳)「ヘルスプロモーション-WHO:オタワ憲章」(21世紀の健康戦略2)垣内出版,1990
- 2) 島内憲夫「ヘルスプロモーションの概念と日本的展開」保健婦雑誌48(13),1058-1063,1992
- 3) 岩永俊博,他「地域での保健活動とヘルスプロモーション」保健婦雑誌48(13),1087-1090,1992
- 4) 島内憲夫「ヘルスプロモーションとは何か-その基本概念と今日の健康戦略における意義-」歯科衛生士18(9),14-18,1994
- 5) WHO (島内憲夫訳)「ヘルス・フォー・オール-38の到達目標-」(21世紀の健康戦略1)垣内出版,1990
- 6) 日比野省三「ブレイクスルーQCのすすめ」こう書房,1992
- 7) 日比野省三,梶原拓「ブレイクスルー」講談社,1993
- 8) 星旦二,岩永俊博「地域の保健福祉計画」じちろうとしょくろう1,自治労東京都職員労働組合,1993

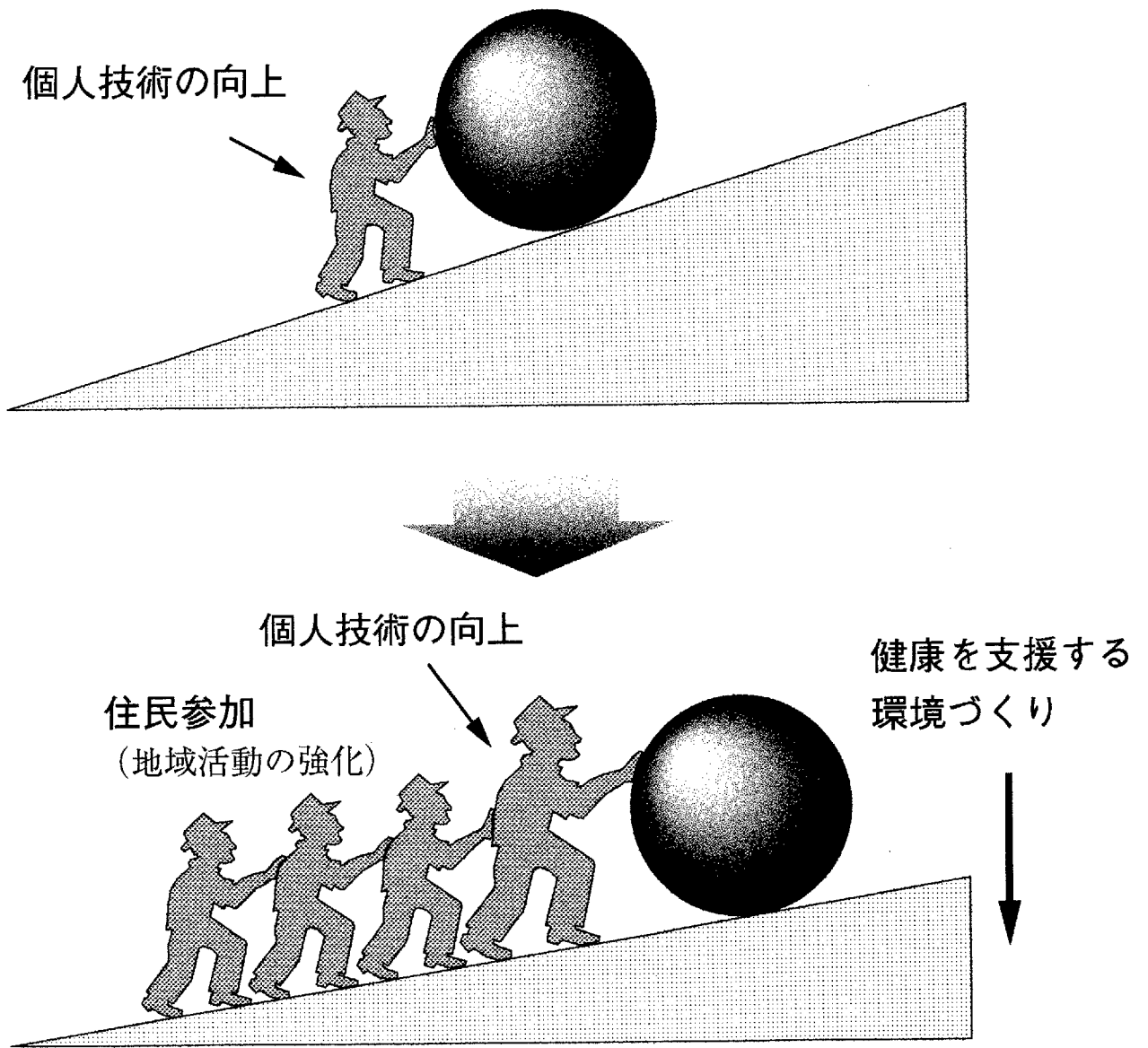


図1 ヘルスプロモーションとしての地域保健活動（島内を改編）

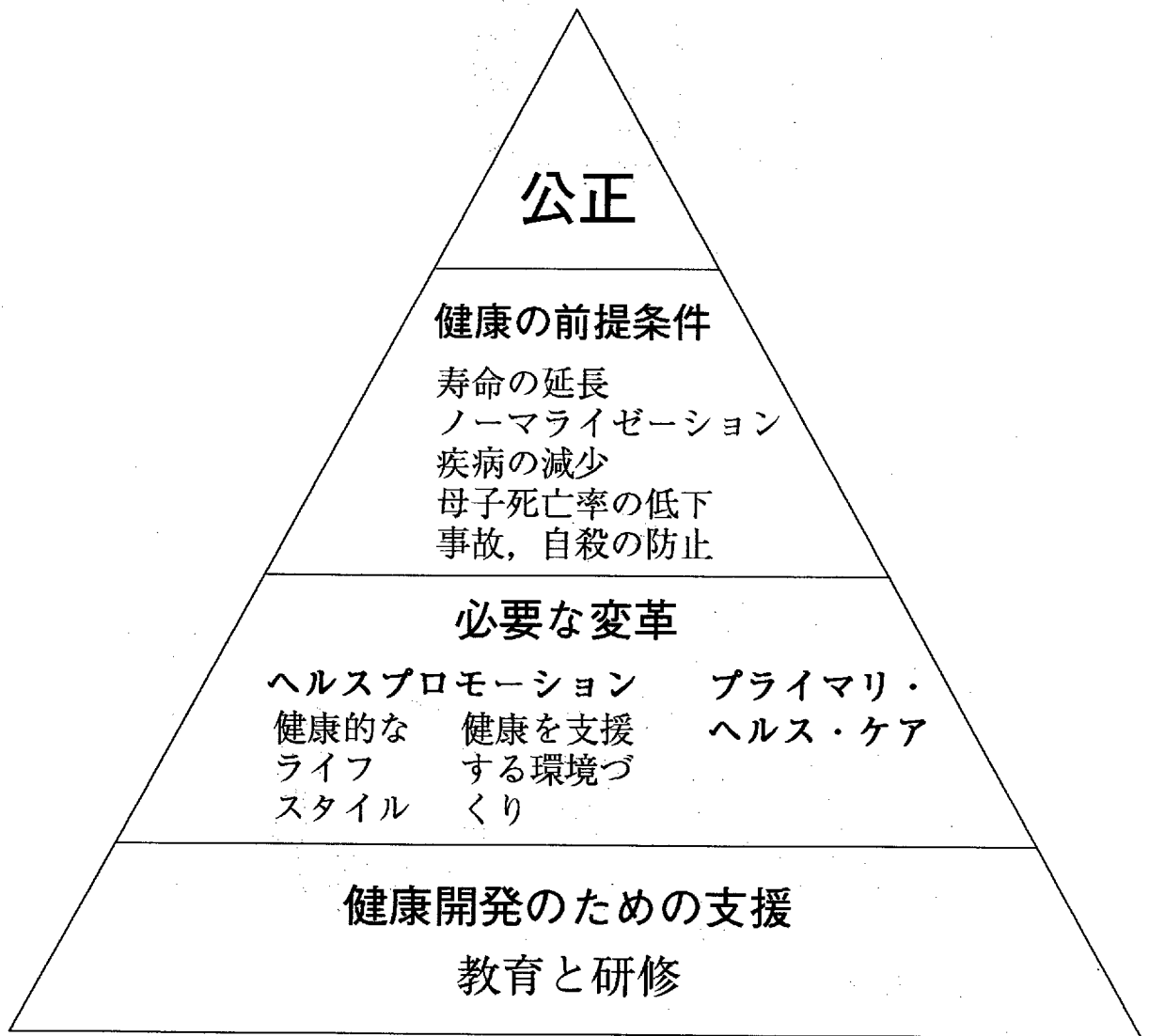


図2 ヘルス・フォー・オールの目標

図3 母子保健活動がめざすもの

すべての子供が健やかに成長することのできる地域社会

妊娠から出産までが安全にできる

- ①妊娠早期から医学的管理と保健指導が受けられ、ハイリスク妊婦も安心して出産できる
- ②妊娠中の女性に対して、職場において産休をはじめとする種々の配慮がなされる
- ③必要なケースについては遺伝相談が受けられる
- ④児や母体に障害が予想されるケースでは、周産期センターなどへの母胎搬送により、万全の体制で出産することができる
- ⑤新生児期の異常に対して、産科施設、小児科施設、周産期医療センター等の連携により、効率的で有効なケアが受けられる

安心して子育てができる

- ①両親が出産・育児に必要な情報を得られる
- ②必要に応じて、保健婦などの専門職による指導を受けることができる
- ③出産や育児についていつでも相談できる人がいる
- ④乳幼児を持つ父母が育児休暇を含め、職場で便宜を図ってもらえる
- ⑤延長保育や病児保育が可能な保育所が近くにあり、良質の保育サービスを受けられる
- ⑥外国人であっても日本人と同様の母子保健サービスを利用できる
- ⑦外国に居住する日本人に対して、安心して子育てができるための情報が提供される

疾病と事故を未然に防げる

- ①予防接種を適切に受けられる
- ②フッ素により歯牙が強化される
- ③乳幼児期の家庭内における事故防止に関する知識を両親が持ち、実践できる
- ④子供が安心して遊べる公園や歩道、水辺などの環境が整備されている
- ⑤健康なライフスタイルを確立できる

疾病や障害があっても、適切な医療や療育を受けられる

- ①医療機関との連携により新生児期に問題のあった児が適切にフォローされる
- ②精度の高い乳幼児健康診査が身近で受けられ、適切な指導が行われる
- ③学校における腎臓病検診、心臓病検診が高い精度で行われる
- ④地域で質の高い医療・保健・福祉サービスが提供され、それらを適切に利用できる
- ⑤小児難病の児に対する医療が確保され、在宅ケアへの支援が得られる
- ⑥疾病や障害が疑われる児が適切な医療機関で精密検査を受けられる
- ⑦療育が必要な児が身近で訓練や指導を受けられる
- ⑧「親の会」やそれを支える地域の活動により、障害児を持つ家庭が支援される

自己決定能力を獲得することにより、思春期の課題を乗り越える

- ①乳児期からの一貫した教育により年齢に応じて必要な性の知識を獲得できる
- ②学校教育において思春期の心身の変化について学べる
- ③家庭や学校、地域において、生命の尊厳、他人への思いやり、男女の平等等について学べる
- ④友人との葛藤が破壊的行為につながらないように、周囲の大人が配慮できる
- ⑤思春期の子ども達の持つ悩みを周囲の大人が理解し、その克服を支援できる

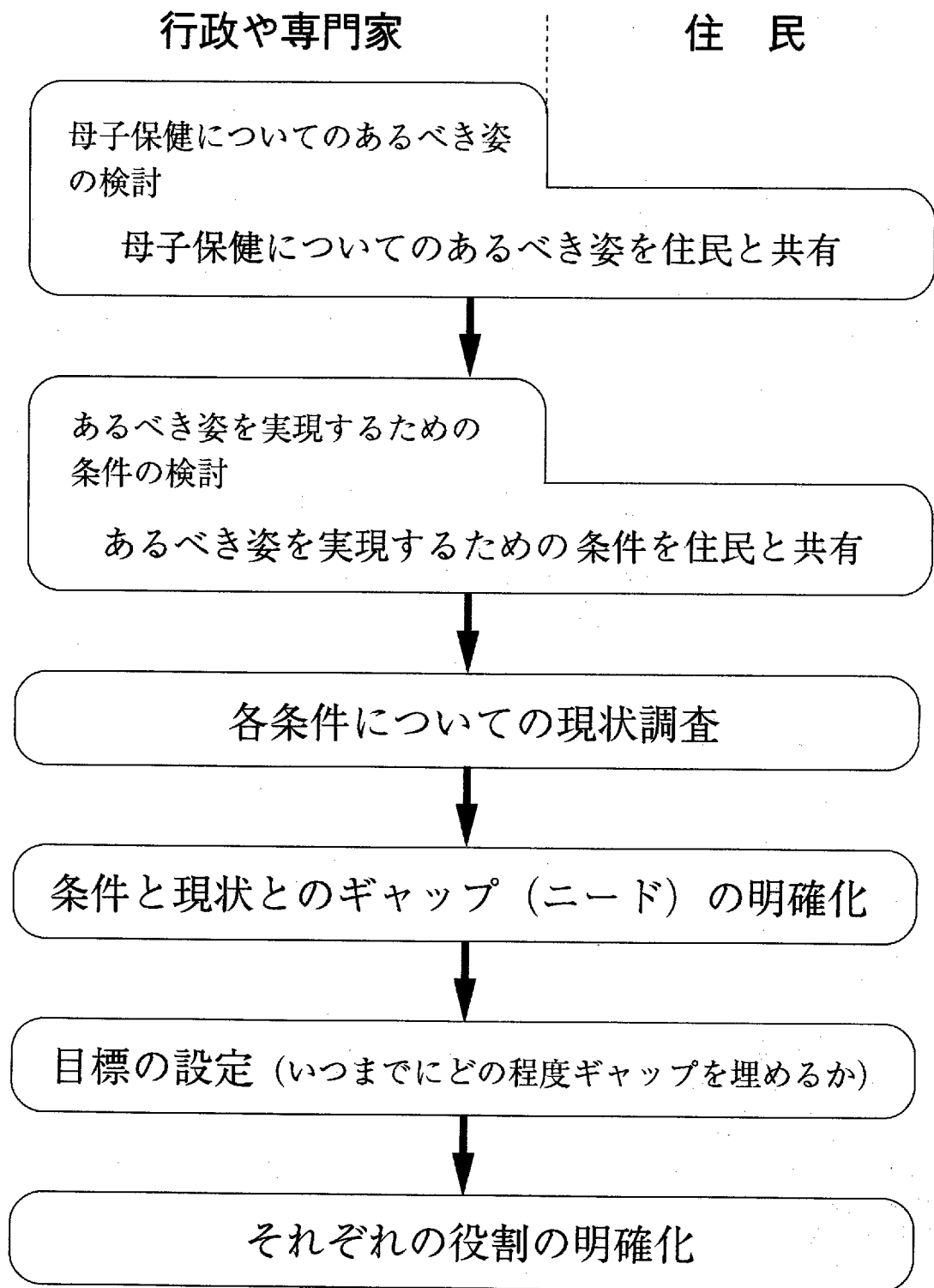


図4 母子保健計画の策定の手順



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約 これからの母子保健のあるべき姿を、地域保健の新しい戦略としてのヘルスプロモーションの理念に則って論じた。また研究方法としては、近年企画計画のアプローチ法として提唱されているブレイクスルー思考を用いた。母子保健のあるべき姿は、究極的には「すべての子どもが健やかに成長することのできる地域社会」であり、それを実現させるために必要な条件として、「妊娠から出産までが安全にできる」、「安心して子育てができる」、「疾病と事故を未然に防げる」、「疾病や障害があっても、適切な医療や療育を受けられる」、「自己決定能力を獲得することにより思春期における課題を乗り越える」の5つを掲げた。またそれぞれについて、それを実現するための下位の条件をあげ、全体としての体系図を作成した。最後に、これらのあるべき姿をもとに地域における母子保健計画を策定するためのプロセスを示した。